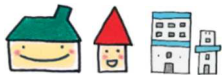


住まいのシュウカツ<集活・習活・修活>

空き家の 課題解決資金 立替制度のご案内



相続登記の整理や
隣地境界が未解決 等
費用の工面が難しい方
必見!!

<活動対象地域> 阿倍野区 住吉区 東住吉区 西成区

空き家を負資産にしないための解決の第一歩は権利関係の登記です。

空き家活用に一步を踏み出して頂けるよう「解決資金立替制度」を設立し、早期に課題を解決しましょう。相続登記や隣地境界が未解決のまま長年放置し、台風等の災害被害が大きくなったり、近隣に被害をかける事態となっている空き家が増加傾向です。

多くは権利関係が解決すれば、即、売却や賃貸で「活用」出来ます。

相続登記を放置すると相続人が増加、複雑化し、解決に多大な時間と費用が掛かります。

又、高齢社会の宿命である認知症になると売却・賃貸の「契約行為」が出来ません。

当制度は大阪市の活動対象地域4区にある空き家相談当 PD 協会に相談の方にご活用いただけます。

空き家課題解決資金立替制度ご利用の条件

受付期間：令和元年7月1日（月）～令和2年2月28日（金）

空き家課題解決立替金額：30万円/件

- 【条件】① 相続登記、隣地境界、簡単な補修などの費用を立て替えます。
※不動産売却仲介手数料、解体費、大規模補修費は対象外です。
※建物や土地の売却、賃貸等の活用の予定が無い物件はご利用いただけません。
- ② 立替金精算：売却や賃貸時 又は 2年以内のいずれか早い日
- ③ 申込書の内容について別途ヒアリングを行い、部会で検討後、決定します。



一般社団法人

既存住宅・空家プロデュース協会

TEL：06-6941-2525

大阪市中央区谷町1-7-4 MF 天満橋ビル5階

(一社) 既存住宅・空家プロデュース協会 行 FAX:06-6941-8337 メール info@ve-produce.org

空き家課題解決資金立替制度の利用申込書

申込者様氏名：

電話番号：

空き家の所有者名：

申込者様との関係：

メールアドレス：

FAX 番号：

空き家の所在地：〒

この申込書と別紙「空き家相談票」を同時に提出をお願い申し上げます。